

## 平成26年第1回砂川市議会臨時会

平成26年4月14日（月曜日）第1号

### ○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
閉会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
  - 一ノ瀬弘昭議員
  - 多比良和伸議員議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
  - 自 4月14日
  - 至 4月14日1日間
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

### ○出席議員（12名）

議長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議員	一ノ瀬 弘 昭 君	議員	増 山 裕 司 君
	水 島 美喜子 君		多比良 和 伸 君
	土 田 政 己 君		小 黒 弘 君
	北 谷 文 夫 君		尾 崎 静 夫 君
	沢 田 広 志 君		辻 勲 君

### ○欠席議員（1名）

増 井 浩 一 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂 川 市 教 育 委 員 会 委 員 長	中 村 吉 宏
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
病 院 事 業 管 理 者	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	湯 浅 克 己
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	佐 藤 進
経 済 部 審 議 監	田 伏 清 巳
建 設 部 長	古 木 信 繁
建 設 部 技 監	山 梨 政 己
病 院 事 務 局 長	氏 家 実
総 務 課 長	安 田 貢
政 策 調 整 課 長	熊 崎 一 弘
税 務 課 長	峯 田 和 興

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	井 上 克 也
教 育 次 長	和 泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	高 橋 伸 二
事 務 局 主 幹	佐 々 木 純 人
事 務 局 係 長	杉 村 有 美

○議長 東 英男君 おはようございます。本会議の開会前に、4月1日付で人事異動があり、議会説明員の関係者を副市長より紹介したいとの申し出がありますので、これを許します。

副市長。

〔副市長より新説明員紹介〕

開会 午前10時02分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから平成26年第1回砂川市議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 河端一寿君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増井浩一議員であります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、一ノ瀬弘昭議員及び多比良和伸議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、4月14日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定しました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 東 英男君 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 報告第1号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の額の決定についてであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。公用車による自動車事故損害賠償金を下記のとおり支払うものであります。事故発生年月日は、平成25年12月18日水曜日午後3時47分ごろ。事故発生場所は、砂川市西1条南1丁目、南1丁目通りであります。相手方住所、氏名、相手方車両名、本市運転手は、記載のとおりであります。本市車両名は、トヨタプロボックス、札幌400の23-72であります。事故の概要は、本市車両が南1丁目通りを西に向かって走行中、西1条南1丁目交差点において、西1条北通りの北側から一時停止を怠り直進してきた相手車両と衝突した事故であります。過失割合は、本市車両は10%、相手方車両が90%で、賠償金は5万4,000円であり、専決処分日は平成26年2月28日であります。支払い先は、札幌市中央区北4条西1丁目1番地、全国共済農業協同組合連合会北海道本部であります。賠償金につきましては、北海道自動車共済協同組合から全額の5万4,000円が補填されるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長 東 英男君 日程第4、議案第1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、本条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例等の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては7ページ、議案第1号附属説明資料ナンバー1によりご説明申し上げます。なお、附属説明資料ナンバー1、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日と

なっております。

第1条は、砂川市税条例の一部改正であります。第23条第2項、第3項の改正は、市民税の納税義務者等の定めであり、外国法人に関する課税の原則が見直され、外国法人の恒久的施設が定義されたことによる改正規定であります。

第33条第5項の改正は、所得割の課税標準の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第48条第2項、第5項の改正は、法人の市民税の申告納付の定めであり、外国法人に係る外国税額控除制度が見直されたことによる改正規定であります。

第52条第1項の改正は、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の定めであり、外国法人に係る申告納付制度が規定されたことによる改正規定であります。

第57条の改正は、固定資産の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第59条の改正は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第143条第3項、第4項の改正は、国民健康保険税の課税額の定めであり、後期高齢者支援金等課税額の限度額について14万円を16万円に、介護納付金課税額の限度額について12万円を14万円にする改正規定であります。

第159条の改正は、国民健康保険税の減額の定めであり、軽減後の課税限度額を第143条の改正同様に後期高齢者支援金等課税額について14万円を16万円に、介護納付金課税額について12万円を14万円にする改正規定及び軽減措置拡充に伴い、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得における被保険者に世帯主を含める、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得における被保険者数に乘じるべき金額を35万円から45万円に引き上げる改正規定であります。課税限度額につきましては、地方税法施行令の改正により後期高齢者支援金分が2万円、介護納付金分が2万円それぞれ引き上げられたため、国民健康保険税の納税義務者のうち、介護納付金分にも該当する40歳から64歳までの世帯の課税限度額は現行77万円が81万円となり、それ以外の世帯の限度額は現行65万円が67万円となるものであります。この限度額の引き上げにつきましては、経営姿勢が評価される特別調整交付金の交付基準の一つに、限度額を国と同額としていることが定められていることから調整交付金の算定に影響すること、また現在の砂川市の国民健康保険会計が非常に厳しい財政状況にあることなどから、少しでも財源確保を図り、中間所得層の負担軽減を行うことが必要と考え、それぞれ法令のとおり引き上げるものであり、限度額の引き上げに伴う影響といたしましては、平成26年度予算では年税額で155万6,000円の増となるものであります。また、軽減措置の拡充につきましては、消費税率の引き上げの影響を受ける低所得者の負担軽減を図ることから実施されるものであります。

その影響といたしましては、平成26年度予算では5割軽減・2割軽減として年税額で754万4,000円の減となるものでありますが、この軽減措置の拡充に伴う影響分につきましては、地方財政措置により補填されるものであり、国民健康保険会計には影響を及ぼさないところであります。

課税限度額の改正、軽減措置拡充による具体的な影響につきましては、附属説明資料ナンバー2以降で説明をいたします。議案11ページ、附属説明資料ナンバー2をごらん願います。医療給付費分の課税額の比較表であります。表の中ほどに軽減額の欄がございますが、この表の改正部分は網かけをしている5割軽減と2割軽減であり、超過額の改正はありません。一番右の合計欄で説明をいたしますが、5割軽減は現行221世帯が改正後477世帯となり、256世帯の増、2割軽減は現行466世帯が5割軽減の対象となる方もいることから、改正後369世帯となり、97世帯の減であり、5割軽減と2割軽減を合わせた影響は159世帯の増となり、軽減の拡充による影響額は年税額で527万4,000円の減、収入見込みで491万4,000円の減となります。

次に、12ページの附属説明資料ナンバー3は、後期高齢者支援金分の課税額の比較表であります。この表の改正部分は、5割軽減・2割軽減と超過額の改正であります。一番右の合計欄で説明いたしますが、5割軽減・2割軽減とも影響する対象世帯は医療給付費分と同様ですが、軽減の拡充による影響額は軽減額が160万4,000円の増となります。限度額の改正は、現行58世帯、限度額14万円が改正後47世帯、限度額16万円となります。限度額改正による影響額は、限度額が上がることから軽減額が106万2,000円の減となります。軽減の拡充と限度額の引き上げによる影響額は、年税額で軽減拡充分160万4,000円の減、限度額106万2,000円の増により差し引き54万2,000円の減、収入見込みで50万6,000円の減となります。

次に、13ページの附属説明資料ナンバー4には、介護納付金分の課税額の比較表であります。この表の改正部分は、5割軽減・2割軽減と超過額の改正であります。一番右の合計欄で説明いたしますが、5割軽減は現行95世帯が改正後181世帯となり、86世帯の増、2割軽減は現行186世帯が改正後159世帯となり、27世帯の減であり、5割軽減と2割軽減を合わせた影響は59世帯の増となり、軽減の拡充による影響額は軽減額が66万6,000円の増となります。限度額の改正は、現行31世帯、限度額12万円が改正後25世帯、限度額14万円となり、限度額改正による影響額は限度額が上がることから軽減額が49万4,000円の減となります。軽減の拡充と限度額の引き上げによる影響額は、年税額で軽減拡充分66万6,000円の減、限度額分49万4,000円の増により、差し引き17万2,000円の減、収入見込みで16万3,000円の減となります。

次に、14ページの附属説明資料ナンバー5は、給与収入の2人世帯で介護納付金がない場合の所得段階別比較表であります。表の一番上の欄に税率等の比較を記載しており、

一番右の欄になりますが、今回の改正は限度額のみ2万円の引き上げとなります。この表にありますとおり、2割軽減から5割軽減の対象となる所得60万円、80万円、軽減なしから2割軽減の対象となる所得120万円で税額が減少し、所得450万円以上の世帯では限度額の引き上げにより税額が増となっております。備考欄をごらんください。ここには限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階を記載しておりますが、支援分の限度額の引き上げの影響は、給与収入で616万4,000円を超える世帯から影響し、年収694万9,000円を超えると一律2万円の増額となります。

同様に15ページの附属説明資料ナンバー6は、給与収入の2人世帯で介護納付金がある場合の所得段階別比較表であります。表の一番上の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の欄になりますが、今回の改正では限度額が介護分と支援金分を合わせて4万円の引き上げとなります。この表にありますとおり、2割軽減から5割軽減の対象となる所得60万円、80万円、軽減なしから2割軽減の対象となる所得120万円で税額が減少し、所得450万円以上の世帯では限度額の引き上げにより税額が増となっております。備考欄をごらんください。限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階であります。介護分の影響は給与収入で614万4,000円を超える世帯から影響し、年収707万8,000円を超えると一律2万円の増額となります。支援分の影響は、附属説明資料ナンバー5と同様となっております。

以上が国民健康保険税における限度額の引き上げ、軽減措置の拡充に関する影響の補足説明資料の説明であります。

次に、附属説明資料ナンバー1にお戻りいただきまして、8ページをごらん願います。附則第4条の2の改正から説明をいたします。附則第4条の2の改正は、公益法人等に係る市民税の課税の特例の定めであり、公益法人等に対して財産を寄附した場合の所得割の課税の特例について、一定の要件を満たした法人を加える改正規定であります。

附則第6条の改正は、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の定めであり、単に課税標準の計算の細目を定める規定であることから、規定を削除するものであります。

附則第6条の2の改正は、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の定めであり、単に課税標準の計算の細目を定める規定であることから、規定を削除するものであります。

附則第8条第1項の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税課税の特例の定めであり、課税の特例について適用期限を平成27年度から平成30年度に3年間延長する改正規定であります。

附則第10条の2の改正は、法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合の定めであり、固定資産税における課税標準の特例について、その割合を条例で定めることができるものに、水質汚濁防止法に規定する汚水または廃液の処理施設に係る対象資産、大気

汚染防止法に規定する指定物質の排出または飛散の抑制に資する施設に係る対象資産、土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出または飛散の抑制に資する施設に係る対象資産、水防法に規定する地下街等における洪水時の避難の確保及び浸水防止を図るための一定の設備、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる自然冷媒を利用した一定の機器が追加されたことによる条文追加であります。

附則第17条の2第1項、第2項の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の定めであり、課税の特例について適用期限を平成26年度から平成29年度に3年間延長する改正規定であります。

附則第19条第1項の改正は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の定めであり、該当規定を明確化することによる条文整理であります。

附則第19条の2第2項の改正は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の定めであり、該当規定を明文化することによる条文整理であります。

附則第19条の3第2項の改正は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の定めであり、租税特別措置法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第20条の6の改正は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告の定めであり、該当規定を明確化することによる改正及び経過措置廃止による条文整理であります。

附則第20条の6の2の改正は、附則第20条の6同様の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

旧附則第20条の7の改正は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の定めであり、単に課税標準の計算の細目を定める規定であることから、規定を削除するものであります。

旧附則第20条の7の2の改正は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の定めであり、単に課税標準の計算の細目を定める規定であることから、規定を削除するものであります。

旧附則第20条の8の改正は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例の定めであり、単に課税標準の計算の細目を定める規定であることから、規定を削除するものであります。

附則第20条の7の改正は、個人の市民税の税率の特例の定めであり、条文削除による条の移動であります。

附則第21条の改正は、都市計画税の法附則第15条第37項の条例で定める割合の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第23条は、都市計画税の課税標準の特例の定めであり、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

次に、第2条は、砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正



は、平成25年12月に制定した砂川市税条例の一部を改正する条例について、改正した内容について改めて改正が必要となったことによるものであります。

附則第20条の6の2の改正は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告の定めで、地方税法の一部改正による引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第1条の改正は、施行期日の定めであり、施行期日を変更する改正規定であります。

附則第2条第1項、第2項の改正は、市民税に係る経過措置の定めで、引用条項明確化による条文整理であります。

次に、4ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条は、この条例の施行期日の定めであり、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものであります。ただし、第1号に定めるものは平成27年1月1日から、第2号に定めるものは平成28年4月1日から、第3号に定めるものは平成29年1月1日から、第4号に定めるものは子ども・子育て支援法の施行の日からそれぞれ施行するものであります。

第2条は市民税に関する経過措置の定めであり、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は都市計画税に関する経過措置、第5条は国民健康保険税に関する経過措置を規定しております。それぞれの改正に関する部分は、特段の定めがあるものを除き平成26年度以後から適用するもので、平成25年度分までは、なお従前の例によるものであります。

以上が地方税法の改正による砂川市税条例等の一部を改正する条例の改正内容であります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） それでは、議案第1号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について質疑をさせていただきます。

今回の改正理由は、提案説明にありましたように国の地方税法の改正に伴うものでありますが、市民生活に大きくかわる地方法人税課税や車体課税等については改正は先送りされておりますので、今回は国民健康保険改正の内容について、先ほど提案説明はありましたけれども、早口でわからなかったこともありますので、改めてお伺いをしたいというふうに思います。まず、143条の改正の課税限度額の引き上げについてであります。提案説明にもありましたように後期高齢者支援等の課税限度額が2万円引き上がり、介護納付金課税限度額が2万円引き上がり、合計で4万円増の81万円になるようでありますけれども、この課税限度額全体の引き上げの影響額は先ほど百五十数万円というふうに聞いたのですが、具体的にちょっと数字はわかりませんでしたので、具体的な数字をまず

お伺いいたします。

次に、軽減措置についてであります。これも提案説明によりますと5割軽減あるいは2割軽減の対象の世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗じた減額が35万から45万円に引き上がり、被保険者の負担軽減になりますが、これも全体としてどれだけの負担軽減になるのか。

そして3番目に、負担増と負担軽減とによりまして国民健康保険特別会計に対する全体の税額が幾らになるのか、影響額についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 国民健康保険税の賦課限度額の引き上げと軽減措置の拡充によります影響額という部分についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず初めに、国の流れ等の全体的な動きの中からお説明させていただきたいと存じます。今回の課税限度額の引き上げ、軽減措置の拡充につきましては、国の改正内容に合わせて改正するものであります。国における課税限度額の考え方につきましては、社会保険方式を採用する医療保険制度において保険税負担は原則的には負担能力に応じた公平なものである必要があり、受益と負担との関係において被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険税負担に一定の上限が設けられているところであります。しかし、高齢化の進展、医療の高度化等により医療給付費等が増加する中、被保険者の所得が伸びない状況においては、必要な保険税収入を確保するため上限額の引き上げを行わず保険税率の引き上げを行うことは高所得者層の負担と比較して中間所得層の負担がより重くなるものと考え、また平成26年度は平成25年度と比べ限度額超過世帯の割合が上昇する見込みであり、また医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の限度額超過世帯の割合にばらつきが見られることなどから、これらの均衡を図るために後期高齢者支援金等分、介護納付金分の課税限度額をそれぞれ2万円の引き上げを行うとしたところであります。

今回の課税限度額の引き上げによる影響につきましては、後期高齢者支援金等分、介護納付金等分の区分ごとの賦課限度額対象世帯は17世帯の減となり、軽減額が減ることになりますので、年税額といたしましては155万6,000円の増となるところであります。

次に、軽減措置の拡充につきましては、国では持続可能な医療保険制度を構築するために国民健康保険への財政支援拡充のほか、低所得者の保険料負担を軽減する措置が必要との考えから、5割・2割軽減の拡充が行われるところであります。今回の軽減措置の拡充による影響につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金等の区分ごとの5割・2割軽減分の世帯は23%程度、377世帯の増となり、軽減世帯がふえることで年税額は754万4,000円の減となるところであります。

これによります3点目の全金額の影響額につきましては、年税額といたしましては59

8万8,000円の減となるところであります。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 先ほどもご説明がありましたけれども、砂川市の国民健康保険特別会計は基金も少なく財政が非常に厳しい状況にありますが、今お聞きしますと598万8,000円、約600万円の減収は国保会計に大きな影響を及ぼすのだと思いますが、この財源措置が先ほども何かなされるというふうに説明がありましたのですけれども、もしあるとすれば国や道の財源措置の具体的な内容についてお伺いしたいというように思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 今回の国民健康保険の軽減措置の拡充に伴います財政措置ということであります。国民健康保険税の軽減の措置につきましては、国民健康保険は構造的に保険税負担能力の低い低所得者の加入割合が比較的高いことから、これら低所得者に対する保険税の軽減相当額につきましてはこれまでも公費で負担する制度といたしまして保険基盤安定制度が設けられているところであります。この保険基盤安定制度では、保険税の軽減相当額を国民健康保険特別会計へ一般会計から繰り入れることとされており、その繰り入れに要する費用に対しまして北海道から4分の3の負担があり、残りの4分の1は市の負担となりますが、この市の負担につきましては地方財政措置として地方交付税措置で補填を行うとされておりまして、今回の軽減措置の拡充の部分につきましても消費税等の引き上げによる増収分を活用して地方財政措置を講ずるとされているところであります。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 わかりました。

それで、今財源措置は道が4分の3、残りの4分の1は砂川市が一般会計から負担するのだけでも、それは財源としては地方交付税の特別交付税ですか、それとも普通交付税措置なのですか。その辺のことだけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 地方交付税の普通交付税分として算定されるところでございます。

○議長 東 英男君 これで議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 東 英男君 以上で日程の全てを終了いたしました。

これで平成26年第1回砂川市議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時37分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年4月14日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員